

平成 17 年 9 月 6 日

各 位

会 社 名 イーシステム株式会社
代表者の役職氏名 代表取締役社長 渡 辺 博 文
(コード番号 4322 大阪証券取引所 ヘラクレス市場)
問 合 わ せ 先 管理本部 本部長 大 西 浩 之
電 話 番 号 0 3 (5 7 8 1) 8 7 6 3

無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、平成 17 年 9 月 6 日(火)開催の当社取締役会において、第三者割当による無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 社 債 の 名 称 イーシステム株式会社第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債
(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)
(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)
2. 社 債 の 発 行 価 額 額面 100 円につき金 100 円
3. 新株予約権の発行価額 無償とする。
4. 払 込 期 日 及 び 発 行 日 平成 17 年 9 月 22 日 (木)
5. 募 集 に 関 す る 事 項
 - (1) 募 集 の 方 法 第三者割当の方法により、全額を Sandringham Fund SPC Ltd. に割り当てる。
 - (2) 発 行 価 額 額面 100 円につき金 100 円
 - (3) 申 込 期 間 平成 17 年 9 月 22 日 (木)
 - (4) 申 込 取 扱 場 所 中央三井信託銀行株式会社 日本橋営業部
6. 新株予約権に関する事項
 - (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転 (以下当社普通株式の発行又は移転を「交付」という。) する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を本項第 (3) 号 記載の転換価額 (ただし、本項第 (8) 号又は第 (9) 号によって修正又は調整された場合は修正後又は調整後の転換価額) で除して得られる最大整数とする。この場合に 1 株の 100 分の 1 未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。また、1 株の 100 分の 1 の整数倍の端数を生じたときは端株として端株原簿に記載又は記録する。
 - (2) 新 株 予 約 権 の 数 各本社債に付された本新株予約権の数は 1 個とし、合計 20 個の本新株予約権を発行する。
 - (3) 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額及び転換価額 本新株予約権 1 個の行使に際して払込をなすべき額は、各本社債の発行価額と同額とする。
本新株予約権の行使に際して払込をなすべき 1 株あたりの額 (以下「転換価額」という。) は、当初 70,000 円とする。
 - (4) 新株予約権の発行価額を無償とする理由及びその行使に際して払込をなすべき額の算定理由 本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅するなど、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連すること、並びに、本社債の利率、繰上償還及び発行価額等のその他の発行条件により当社が得ることのできる経済的な価値と本新株予約権に内在する価値とを考慮し、その発行価額を無償とした。また、本社債が転換社債型新株予約権付社債であることから、各本新株予約権 1 個の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額とし、当初転換価額は平成 17 年 9 月 5 日 (月) の株式会社大阪証券取引所 (ヘラクレス市場) における当社普通株式の普通取引の終値とした。

ご注意： この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額中資本に組入れる額
 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格は、本項第(3)号記載の転換価額(ただし、本項第(8)号又は第(9)号によって修正又は調整された場合は修正後又は調整後の転換価額)とする。
 本新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中資本に組入れる額とは、当該発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。
- (6) 新株予約権の行使請求期間
 本新株予約権付社債の社債権者は、平成17年9月23日から平成20年9月21日までの間、いつでも、本新株予約権の行使を請求することができる。(以下「行使請求」という。)ができる。
- (7) 新株予約権の行使の条件
 当社が本社債を繰上償還する場合又は当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、償還日又は期限の利益の喪失日以後本新株予約権を行使することはできない。
 また、各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (8) 転換価額の修正
 本新株予約権付社債の発行後、12月、3月、6月及び9月の各月の最終取引日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、主要な取引所における当社普通株式の普通取引に係る売買高加重平均価格(以下「VWAP」という。)が算出されない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前のVWAPのある取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。)の各取引日のVWAPの平均値に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)に修正される。なお、時価算定期間内に、転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、本新株予約権付社債の要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。本新株予約権付社債の要項において、主要な取引所とは、当初は株式会社大阪証券取引所(ヘラクレス市場)とし、株式会社大阪証券取引所(ヘラクレス市場)において当社普通株式が取引されなくなった場合には、当社が指定する他の証券取引所をいう。また、「取引日」とは、主要な取引所が開設されている日をいう。
- (9) 転換価額の調整
 当社は、本新株予約権付社債の発行後、当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株あたりの発行・処分価額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (10) 新株予約権の消却事由及び消却の条件
 消却事由は定めない。
- (11) 新株予約権の行使後第1回目の配当
 行使請求により交付された当社普通株式の配当金又は商法第293条ノ5に定められた金銭の分配については、行使請求が1月1日から6月30日までの間になされたときは1月1日に、7月1日から12月31日までの間になされたときは7月1日にそれぞれ当社の普通株式の交付があったものとみなしてこれを支払う。
- (12) 代用払込みに関する事項
 商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号により、本新株予約権を行使したときは本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする請求があったものとみなす。
- (13) 行使請求受付場所
 名義書換代理人 中央三井信託銀行株式会社 証券代行部
7. 社債に関する事項
- (1) 社債の総額 金20億円
- (2) 各社債の金額 金1億円の種類
- (3) 社債の利率 本社債には利息を付さない。

ご注意：この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- (4) 償 還 価 額 額面 100 円につき金 100 円
ただし、繰上償還の場合は本項第(5)号 乃至 に定める価額による。
- (5) 償還の方法及び期限
本社債は、平成 20 年 9 月 22 日にその総額を償還する。
当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日から 30 日以上 60 日以内の事前通知を行ったうえで、当該株式交換又は株式移転の効力発生日以前に、未償還の本社債全部(一部は不可)を本社債額面金額の 100%で繰上償還することができる。
当社は、平成 18 年 9 月 23 日に、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対し償還日から 30 日以上事前の通知を行うことにより、未償還の本社債全部(一部は不可)を本社債額面金額の 100%で繰上償還することができる。
平成 17 年 9 月 23 日以降、主要な取引所(上記第 6 項第(8)号に定義される。)における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)が、連続する 20 取引日(但し、終値が発表されない日を含まない。)にわたり、当該各取引日に適用のある転換価額(上記第 6 項第(3)号 に定義される。)の 130%以上であった場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対し当該 20 連続取引日の末日から 20 日以内に、償還日から 30 日以上事前の通知を行うことにより、未償還の本社債全部(一部は不可)を本社債額面金額の 100%で繰上償還することができる。
償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
本新株予約権付社債の買入れ及び当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。当該新株予約権付社債に係る本社債を消却する場合、当社は当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権につき、その権利を放棄するものとする。なお、当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権のみを消却することはできない。
- (6) 社 債 券 の 形 式 無記名式とする。
なお、本新株予約権付社債は、商法第 341 条ノ 2 第 4 項の定めにより本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
- (7) 物上担保・保証の有無 本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
- (8) 財 務 上 の 特 約 (担保提供制限)
当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保附社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。
なお、転換社債型新株予約権付社債とは、商法第 341 条ノ 2 に定められた新株予約権付社債であって、商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号及び第 8 号の規定にに基づき、新株予約権を行使したときに、新株予約権付社債の社債権者から社債の全額の償還に代えて、新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込とする旨の請求があったものとみなし、かつ当該請求に基づく払込があったものとする旨、取締役会で決議されたものをいう。
8. 社債管理会社の不設置
本新株予約権付社債は、商法第 297 条ただし書の要件を充たすものであり、社債管理会社は設置しない。
9. 取得格付
取得していない。
10. 登録機関
中央三井信託銀行株式会社
11. 償還金支払事務取扱者(償還金支払場所)
中央三井信託銀行株式会社(日本橋営業部)
12. 上場申請の有無
なし。
13. 上記各項については証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

<ご参考>

1. 調達資金の用途

(1) 今回調達資金の用途

手取概算額 1,950 百万円については、全額運転資金に充当する予定であります。

(2) 前回調達資金の用途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

今期の業績予想に変更はありません。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題と認識しております。配当につきましては各決算期の経営成績ならびに今後の事業展開に備えた内部留保の必要性を勘案して決定してまいります。

(2) 内部留保資金の用途

内部留保資金につきましては、企業体質の強化および今後の事業拡大の為の投資等に充当していく所存です。

(3) 過去3決算期間の配当状況

	平成 14 年 12 月期	平成 15 年 12 月期	平成 16 年 12 月期
1 株当たり当期純利益	3,821.94 円	4,231.73 円	3,214.63 円
1 株当たり年間配当金	- 円	- 円	1,000.00 円
実績配当性向	- %	- %	- %
株主資本利益率	19.3%	14.5%	8.6%
株主資本配当率	- %	- %	2.5%

(注) 平成 14 年 2 月 22 日付をもって、1 株を 2 株に、また、平成 14 年 8 月 20 日付をもって、1 株を 3 株に分割しております。なお、平成 14 年 12 月期の 1 株当たり当期純利益は、株式分割が期首に行われたものとして計算しております。

3. その他

(1) 潜在株式による希薄化情報

今回のファイナンスを実施することにより、平成 17 年 8 月 31 日現在の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は 19.4%となる見込みであります。

(注) 潜在株式数の比率は、今回発行する無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権がすべて当初の転換価額で権利行使された場合に発行される株式数を直近の発行済株式総数で除した数値であります。

(2) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況

過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンス

形態	公募増資
発行株式数	2,500 株
発行価額	596,774 円
資本組入額	298,387 円
払込金総額	1,491,935,000 円
発行日	平成 14 年 6 月 6 日

ご注意：この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

形 態	新株予約権付社債
発行すべき株式	普通株式
新株予約権の発行価額	無償
株式の発行価額	(注1)
発行価額の総額	2,500,000,000円
新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額	2,500,000,000円
新株予約権の付与割合	100%
新株予約権の行使期間	平成16年6月29日 ～平成18年6月27日
発行日	平成16年6月28日

(注) 1. 無担保転換社債型新株予約権付社債の株式への転換価格は以下のとおりであります。

平成16年7月31日	1株当たり 172,265円 (2,322株)
平成16年8月31日	1株当たり 116,009円 (862株)
平成16年8月31日	1株当たり 115,942円 (3,450株)
平成16年9月3日	1株当たり 115,942円 (3,450株)
平成16年9月10日	1株当たり 115,942円 (1,725株)
平成16年9月30日	1株当たり 98,296円 (3,052株)
平成16年10月3日	1株当たり 98,280円 (2,035株)
平成16年10月18日	1株当たり 98,280円 (2,035株)
平成16年10月19日	1株当たり 98,296円 (3,052株)

過去3決算期間および直前の株価等の推移

	平成14年12月期	平成15年12月期	平成16年12月期	平成17年12月期
始 値	637,000円	96,800円	165,000円	102,000円
高 値	1,330,000円 228,000円	223,000円	205,000円	116,000円
安 値	535,000円 83,200円	75,500円	95,000円	66,600円
終 値	95,000円	159,000円	101,000円	70,000円
株価収益率	24.86倍	37.57倍	31.41倍	-

- (注) 1. 平成14年12月期の高値および安値の 印は平成14年8月20日付の株式分割(1株を3株に分割)による権利落後の株価を示しております。
2. 平成17年12月期の株価については、平成17年9月5日現在で表示しています。

4. 割当予定先の概要

割当予定先の名称		Sandringham Fund SPC Ltd.	
割当金額（額面）		金2,000,000,000円	
払込金額		金2,000,000,000円	
割当予定先の内容	住所	Walker House, PO Box 908GT, Mary Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands	
	代表者の氏名	取締役 房 広治	
	事業の内容	投資事業（有価証券）	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	なし（注）
		割当予定先が保有している当社の株式の数	なし（注）
	取引関係	なし	
	人事関係	なし	

（注）出資関係の欄は、平成17年9月1日現在のものです。

以 上